

令和 8 年度青森市 U ターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、県外の大学生等にインターンシップを実施する中小企業者に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することにより、中小企業者の人材確保と大学生等の U ターン就職の促進を図り、もって本市における雇用の創出及び産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校に在学する者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者で、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) インターンシップ 大学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと（職場見学等を除く。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、県外の大学生等にインターンシップを実施する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者でないこと。
- (3) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が県外の大学生等に対して 2 日以上期間においてインターンシップを実施する事業とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、インターンシップを実施した大学生等 1 人につき、1 日当たり 5,000 円とする。ただし、大学生等 1 人当たり 25,000 円を上限とする。

2 複数の大学生等に対しインターンシップを実施する場合の補助金の額は、前項の規定によりそれぞれ算出した 1 人当たりの補助金の額の合計額とする。ただし、補助金の対象となる大学生等は、中小企業者 1 者当たり 5 人を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 学生証の写し、在学証明書等大学生等の在学が確認できる書類
- (2) 市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定したときは、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことに決定したときは、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して、補助申請者に通知するものとする。
- 3 同一の補助申請者が同一の大学生等に対しインターンシップを実施した場合の補助金の交付は、1回限りとする。

(補助対象事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手するときは、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(申請の取下げの期日)

第9条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第6条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更申請等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金変更（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が終了した日から1月以内（補助対象事業の終了した月が令和9年3月の場合にあつては、同月31日までとする。）に、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年6月3日から実施する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

青森市長 様

(申請者)
所 在 地

名 称

代表者職氏名
※署名又は記名押印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付申請書

令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額		金 円	
2 インタ ーンシップ 実施概要	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (実施実日数 日間)	
	実施概要		
	受入人数	人	
3 インタ ーンシップ 実施対象者	氏名		学校名

備考

- 1 枠内を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 学生証の写し、在学証明書等大学生等の在学が確認できる書類
 - (2) 市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

下記の各項目の該当する□に✓印を記入してください。

確認項目	確認欄	
申請者は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者です。	はい □	いいえ □
申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者ではありません。	はい □	いいえ □
申請者は、青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者ではありません。	はい □	いいえ □
(申請者) 所在地 名称 代表者職氏名 ※署名又は記名押印		

様式第2号（第7条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金について、下記のとおり交付を決定したので、令和8年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付申請額
- 2 交付決定額

様式第 3 号（第 7 条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

青森市長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名
※署名又は記名押印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付決定前着手届

年 月 日に申請した令和8年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金について、令和8年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第8条の規定により、補助対象事業について交付決定前に着手するので届け出します。

記

1 事業実施期間

2 事前着手の理由

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

青森市長 様

(申請者)
所 在 地

名 称

代表者職氏名
※署名又は記名押印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（廃止）理由

2 補助金交付変更申請額

交付決定額	円
変更申請額	円

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

青森市長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名
※署名又は記名押印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金実績報告書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金について、補助対象事業が完了したので、令和 8 年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。

記

1 インタ ーンシップ 実施概要	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (実施実日数 日間)	
	実施概要	(実施内容、事業者及び実施対象者の感想等)	
	受入人数	人	
2 インタ ーンシップ 実施対象者	氏名		学校名

備考 インターンシップの具体的実施内容について記載された資料がある場合は添付すること。

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金確定通知書

年 月 日に実績報告のあった令和 8 年度青森市Uターン人材インターン
シップ受入促進補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、令和 8 年度青森市U
ターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金請求書

年 月 日

青森市長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名 印

請 求 額 円

記

上記の金額を請求します。
なお、補助金については、次の口座に振り込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ)	
口座名義人	